

災害対応法制の見直しに関する取組の経緯及び「合意方式」(仮称)について

1 災害救助権限移譲等に係る主な要請の経緯

○平成 8 年 11 月	『地方分権推進に関する指定都市の意見』 ※阪神・淡路大震災を踏まえた要請
○平成 26 年 5 月	『災害対応法制の見直しに関する指定都市市長会要請』 ※東日本大震災を踏まえ、災害復興部会での議論を経て要請
○平成 26 年	地方分権に関する提案募集(指定都市市長会共同提案) ⇒平成 27 年 1 月 閣議決定 <u>救助事務の委任は現行規定上も可能</u> 。予め都道府県・市町村間で十分調整し、委任の内容・場合を定めておくことが有効
○平成 28 年 6 月・7 月・11 月	救助権限の移譲等について要請又は意見表明 ※熊本地震の発生を機とした要請

2 内閣府主催「実務検討会」開催状況及び「合意方式」(仮称)

○平成 28 年 12 月 災害救助に関する実務検討会(第 1 回)

- ◆都道府県の主張 「権限移譲は都道府県の広域調整機能・資源配分機能を損なう」等
- ◆指定都市の主張 「迅速・的確な救助活動のため指定都市の長を救助の実施主体に」等

○平成 29 年 2～4 月 災害救助に関する実務検討会 作業グループ(第 1～3 回)

- ・(第 3 回) 内閣府が「合意方式」(仮称)案に言及

○平成 29 年 6 月 2 日 災害救助に関する実務検討会(第 2 回)

- ・内閣府が実務検討会における議論をとりまとめ ⇒6 月 30 日「中間整理」公表
- ・内閣府が「合意方式」(仮称)について全国知事会と指定都市市長会に議論を依頼

「合意方式」(仮称)に係る内閣府見解等

【趣旨】

権限移譲を希望する指定都市の長が、事前に調整すべき事項について包括道府県の知事と事前に協議し、双方が合意できた場合にのみ救助の実施に係る権限を移譲するもの。

【提案の背景・理由】

- 両者の主張に現時点で相違があるが、各局面で意見交換等を行うとの意見も出ている。
 - 指定都市は、指定都市が都市としての諸機能、規模能力等において格別の実態を有するため、都道府県事務の全部又は一部を処理することができるもの。
 - 指定都市は、自治制度上の事務権限等に各々差異はないが、包括道府県との関係に都市によって差異がある。
- ⇒ 内閣府は「一律に移譲する以外の役割分担の方法もあり得るのでは」との考え。

評価

- 合意がない限り権限の移譲を受けられない点で、20 市一律の移譲を求めてきた指定都市市長会の主張と隔たりがある。
- 一方、国において、指定都市市長が災害救助の主体となり得ると初めて判断。

⇒今後、実務検討会での議論を継続するとともに、議論の状況に応じ、権限移譲の方法等について指定都市市長会として改めて検討が必要。